

(議決事項2)

第1345回経営委員会議案

2020年1月15日

2020年度(令和2年度)インターネット活用業務実施計画について

放送法第20条第13項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の2020年度の実施計画を別冊のとおり定めることとしたいので、定款第15条第1項第1号セの規定に基づき、議決を得たい。

なお、本案議決のうえは、速やかに総務大臣に届け出るとともに公表する。

<別冊>

2020年度(令和2年度)インターネット活用業務実施計画(案)

<参考資料>

インターネット活用業務審査・評価委員会 2019年答申第3号
「2020年度(令和2年度)インターネット活用業務実施計画
(案)について(答申)」

【参考】

放送法 関係条文

(業務)

第20条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）

三 放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）

四～九 (略)

3～12 (略)

13 協会は、第2項第2号又は第3号の業務を行うに当たっては、第9項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

14～19 (略)

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～ワ (略)

カ 第20条第9項に規定する実施基準及び同条第13項に規定する実施計画

ヨ～オ (略)

二 (略)

2・3 (略)

放送法施行規則 関係条文

(実施基準の記載事項)

第12条の4 法第20条第13項の実施計画には、同条第9項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

- 一 インターネット活用業務の種類
 - 二 インターネット活用業務の内容
 - 三 インターネット活用業務の実施方法
 - 四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
 - イ 協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第3号の2に定める様式による当該費用の明細
有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第3号の3に定める様式による当該費用の明細
 - 五 法第20条第2項第2号の業務（以下「2号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
 - 六 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
 - 七 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
 - イ 第32条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
第32条第5項の費用の整理に関する計算方法
 - ハ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
 - ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
 - ホ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
 - 八 その他インターネット活用業務に関し必要な事項
- 2 法第20条第13項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。